



ショッピングカートのSG基準

通商産業大臣承認 50 産第 1561 号・昭和 50 年 3 月 31 日

通商産業大臣改正承認 58 産第 2904 号・昭和 58 年 11 月 21 日

通商産業大臣改正承認 62 産第 2823 号・昭和 63 年 1 月 22 日

財団法人製品安全協会改正・22 安全業 G 第 69 号 2010 年 9 月 1 日

一般財団法人製品安全協会改正・24 安全業 G 第 175 号 2013 年 2 月 5 日

一般財団法人 製品安全協会

ショッピングカート（改正）専門部会 委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏名	所属
（部会長） 田中 繁	国際医療福祉大学・大学院
（委員） 荒砥 悦子	主婦連合会
石黒 大一郎	株式会社マキライフテック
井端 勲	須恵廣工業株式会社
蛭谷 勝司	独立行政法人製品評価技術基盤機構
岡田 俊	株式会社生活品質科学研究所
島 龍彦	株式会社島製作所
高野倉 雅人	神奈川大学
竹内 貞民	全国ベビー&シルバー用品連合会
見座 宏昭	一般財団法人ボーケン品質評価機構
宮城 猛	象印ベビー株式会社
山崎 淳一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
山下 進	小山工業高等専門学校
吉田 圭	株式会社イトーヨーカ堂

（関係官庁） 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ製品安全課
経済産業省商務情報政策局日用品室

（事務局） 一般財団法人製品安全協会 業務グループ
E-Mail operation@sg-mark.org

ショッピングカートのSG基準

SG Standard for Shopping Carts

1. 基準の目的

この基準は、ショッピングカートの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で買物等に使用するショッピングカート（以下「ショッピングカート」という。）について適用する。なお、ここでいうショッピングカートとは、ハンドル、フレーム、バッグ（袋又はかご）、車輪等で構成されているものをいい、ふた、荷台等に座れるような構造のものは除く。

3. 形式分類

この基準で取り扱うショッピングカートの形式として、「使用方法」に応じて分類する。

- (1) 引張り式：身体の後方で引張って使用する構造のもの
- (2) 前押し式：身体の前方に押して使用する構造のもの
- (3) 横押し式：身体の側方で押して使用する構造のもの

4. 安全性品質

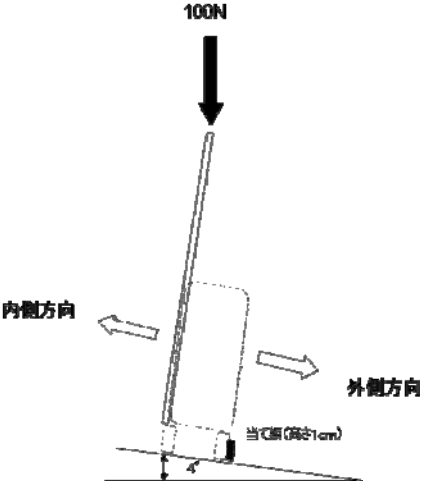
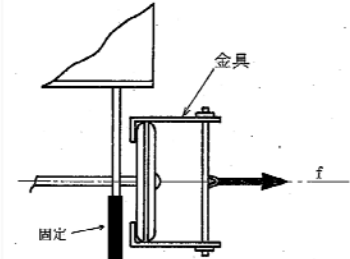
ショッピングカートの安全性品質は、次のとおりとする。

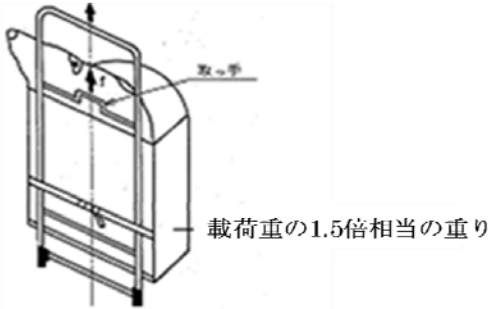
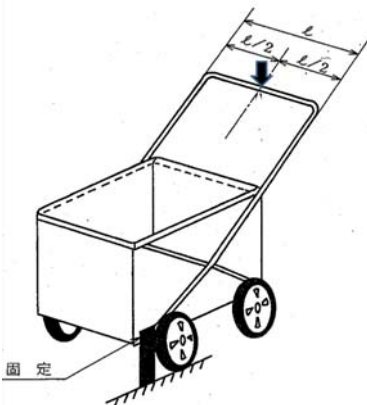
項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. ショッピングカートの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては容易で、かつ、適切な方法によって組み立てた後に、各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外表面に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 使用時に人体が触れる部分には、身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4) ハンドル高さ調節機構を有するものにあっては、高さ調節が容易で、使用中、容易に緩まないこと。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 操作等により確認すること。</p>

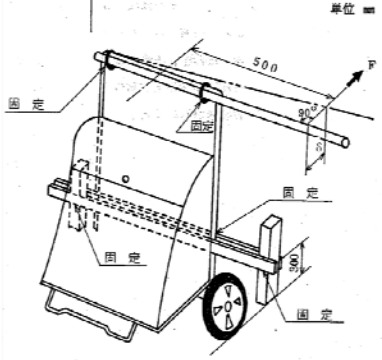
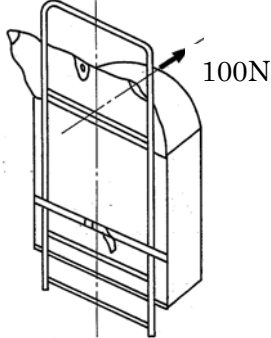
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) 折り畳み機構を有するものにあつては、操作は容易で、かつ確実に行え、使用中に折り畳まれないこと。</p> <p>(6) 前押し式及び横押し式のものにあつては、駐車用のストッパを有すること。なお、ストッパの操作は容易で、かつ確実に車輪を固定できること。</p> <p>(7) 直進させたとき、走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p> <p>(8) 横押し式のものにあつては、進行方向後輪側にはキャストがないこと。また、進行方向前輪にキャストを有するものにあつては、キャストを直進状態で固定できる機構を備えていること。</p>	<p>(5) 操作等により確認すること。</p> <p>(6) 駐車用のストッパを効かせた状態で斜度 5° の傾斜台に載せた時、車輪が回転しないことを確認すること。</p> <p>(7) 操作等により確認すること。</p> <p>(8) 操作等により確認すること。</p>

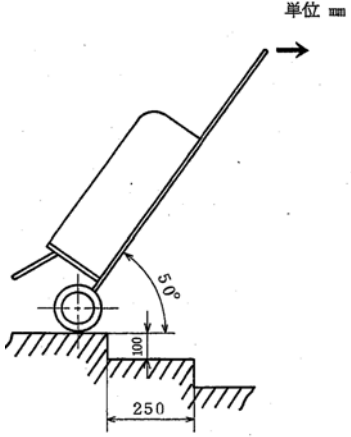
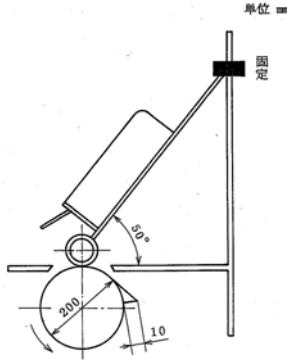
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法								
2. 寸法	<p>2. ショッピングカートの寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルの最大地上高さは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="400 434 898 631"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>ハンドル最大地上高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張り式</td> <td>850mm 以上</td> </tr> <tr> <td>前押し式</td> <td>800mm 以上</td> </tr> <tr> <td>横押し式</td> <td>800mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 車輪の直径は、100mm 以上であること。</p> <p>(3) 左右の車輪距離は、引張り式及び前押し式にあっては 240mm 以上であること。</p> <p>(4) 前押し式のものにあっては、前後車軸間の距離が 300mm 以上であること。</p>	形式分類	ハンドル最大地上高さ	引張り式	850mm 以上	前押し式	800mm 以上	横押し式	800mm 以上	<p>2.</p> <p>(1) スケール等により確認すること。 なお、高さ調節できるものにあっては、最大にした状態で確認すること。</p> <p>(2) スケール等により確認すること。</p> <p>(3) スケール等により確認すること。</p> <p>(4) スケール等により確認すること。</p>
形式分類	ハンドル最大地上高さ									
引張り式	850mm 以上									
前押し式	800mm 以上									
横押し式	800mm 以上									

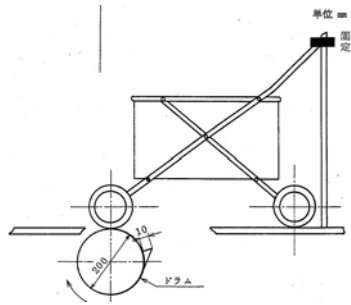
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 安定性	<p>3. ショッピングカートの安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1) 傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>3.</p> <p>(1) 図1に示すように、10°に傾斜した台上にショッピングカートを置き、前後左右の各4方向で試験したときに転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>この時、ハンドルの高さ調節が可能なものにあつては最大高さに調節し、ハンドルの向きが変えられるものは最も後方に調節すること。</p> <p>引張り式及び横押し式のものにあつては、載荷重（バッグに表示された最大積載質量をいう。また、使用者にわかりやすい表現として荷重の意味で使用している場合もある。以下同様に載荷重という。）の重りをバッグ底面に直接均等に入れて行うこと。</p> <p>また、前押し式のものにあつては、図1のようにバッグ内に発泡スチロールを均等に15cmの高さになるように入れ、その上に載荷重と同等の質量を有する重りを均等に入れて行うこと。</p> <p>なお、バッグのふたが荷台になる構造のものにあつては、載荷重の重りを荷台中央部に均等になるように載せて確認すること。</p> <div data-bbox="981 1541 1460 1870" data-label="Image"> <p>The diagram shows a shopping cart on a ramp inclined at 10 degrees. A rectangular weight block is placed inside the cart's basket. A vertical dimension line indicates the height of the weight block is 15 cm. The weight block is labeled with the Japanese character '重り' (weight). The cart is shown from a front-quarter perspective, facing up the incline.</p> </div> <p>図1 前押し式傾斜安定性試験（例：前方向）</p>

項目	基準	基準確認方法
4. 強度	<p>(2) 横押し式ののものにあつては、ハンドル部荷重安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>4. ショッピングカートの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 車輪の取付強度試験を行ったとき、車輪、車軸等に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(2) 図2に示すように、傾斜した台の上にショッピングカートを置き、100Nの力をハンドル中央部に鉛直方向下向きに加えた状態で、内側方向は2°及び外側方向は4°に各々傾けた時に転倒しないことを確認すること。</p> <p>なお、左右兼用で使用できるものにあつては、両側共に4°の傾斜で試験を行うこと。</p> <p>この時ハンドルは最大高さに調節して確認するものとする。また、バッグには何も載せない状態で確認するものとする。</p>  <p>図2 ハンドル部荷重安定性試験(外側方向の例)</p> <p>4.</p> <p>(1) 図3に示すように、車輪を水平方向外向きにバッグの載荷重の1.5倍に相当する力で1分間引っ張った後、目視及び触感により確認すること。なお、固定箇所は両フレーム下部とすること。</p>  <p>図3. 車輪の取付強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 引張り式及び横押し式のものにあつては、ハンドル及び取っ手（取っ手を有するもの場合）の上方引張り試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(3) 前押し式及び横押し式のものにあつては、ハンドル部の鉛直強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(2) 図 4 に示すように、バッグ内に載荷重の 1.5 倍に相当する重りを入れ、ハンドル握り中央部及び取っ手の中央部についてそれぞれ鉛直方向上向きに 1 分間製品を持ちあげた後、目視により確認すること。</p>  <p>図 4. ハンドル及び取っ手の上方引張り試験</p> <p>(3) a) 前押し式のものにあつては、図 5 に示すように、ハンドル握り中央部にバッグの載荷重の 1.5 倍に相当する力を鉛直方向下向きに 1 分間加えた後、目視等により確認すること。なお、固定箇所は両フレーム下部とすること。</p>  <p>図 5. ハンドル部の鉛直荷重試験（前押し式）</p> <p>b) 横押し式のものにあつては、ハンドル握り中央部を鉛直方向下向きに、150N の力を 1 分間加えた後、目視等により確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) ねじれ強度試験を行い、最大残留変位量は 10mm 以下であり、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(5) バッグの取付強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(4) 図 6 に示すように、ショッピングカート を固定し、ハンドルに横棒を固定し、ハン ドル中央部より 500mm の位置に 10N の力を 水平方向後向きに加えた後に、力を除去す る。この状態を基準として、次にバッグの載 荷重 1kg 当り 2N の力 F を 1 分間加え、これ を除去した後、残留変位量 δ をスケールに より測定し、破損、外れ及び使用上支障の ある変形については、目視及び触感により 確認すること。</p>  <p>図 6. ねじれ強度試験 (2 輪の例)</p> <p>(5) 図 7 に示すように、バッグの取り入れ 口を水平方向外向きに 100N の力で 1 分間 引っ張った後、目視及び触感により確認 すること。なお、固定箇所はハンドル及 び両フレームとすること。</p>  <p>図 7. バッグの取付強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 落下衝撃	5. 引張り式のものにあつては、落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>5. 図 8 に示すように、載荷重相当の重りをバッグに入れ、50° 傾けた状態で、けあげ 100mm、踏面 250mm のコンクリート製の階段面を、左右の車輪同時に 10 段引き落とした後、目視及び触感により確認すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 8. 落下衝撃試験</p>
6. 走行耐久性	6. 走行耐久性試験を行ったとき、固定用のロックに緩みがなく、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>6. (1) 引張り式のものにあつては、図 9. に示すように、前輪を段差の付いたドラム上に 50° 傾けた状態で保持し、ドラムを 100 rpm の速度で回転させる。</p> <p>なお、最初の 10 分間は、バッグに重りを入れない状態でドラムを回転させ、折り畳み固定用のロックに緩みがなくことを確認すること。</p> <p>次に、バッグ内に載荷重の 112% に相当する重りを入れて、ドラムを連続 60 分間回転させた後、目視及び触感により確認すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 9. 走行耐久性試験(引張り式の例)</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
		<p>(2) 前押し式及び横押し式のものにあつては、図 10 に示すように、前輪を段差の付いたドラム上に載せた状態で保持し、ドラムを 100 rpm の速度で回転させる。</p> <p>なお、最初の 10 分間は、バッグに重りを入れない状態でドラムを回転させ、折り畳み固定用のロックに緩みがないことを確認すること。</p> <p>次に、バッグ内には載荷重の 112% に相当する重りを入れて、ドラムを連続 60 分間回転させた後、目視及び触感により確認し、引き続き後輪も同様の方法により確認すること。</p>  <p>図 10. 走行耐久性試験(前押し式の例)</p>
7. 材料	7. 耐食材料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。	7. 目視等により確認すること。
8. 付属品	8. 付属品にあつては、身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等がないこと。材質が金属の場合は、耐食性もしくは防せい処理が施されていること。	8. 目視、触感、操作等により確認すること。

5. 表示及び取扱説明書

ショッピングカートの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. ショッピングカートには、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)から(7)及び(8)c)、e)は、フレームやバッグ等の見やすい箇所に大きな字で表示し、(6)及び(7)については、表示の最初に記載すること。</p> <p>ただし、これらのうち、その製品に該当しない項目については、省略してもよい。</p> <p>(1)申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)バッグ（袋又はカゴ）の寸法（幅 mm×奥行き mm×高さ mm）</p> <p>(4)バッグ（袋又はカゴ）の載荷重（最大積載質量:kg）</p> <p>(5)製品の質量(kg)</p> <p>(6)品名表示として「ショッピングカート」</p> <p>(7)前押し式及び横押し式のものにあつては次の用途の主旨を表示すること</p> <p>a) 買い物などを入れて運ぶための製品であり、歩行の補助としては使用できない旨。（シルバーカー、歩行車、つえの代わりとして使用できない）</p> <p>b) 歩行に問題のない人が使用すること</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要項目の有無を、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(6)、(7)及び(9)の文字の大きさ（縦寸法）が4.9mm以上であり、安全警告標識▲を併記したり、その事項を枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(7) a) 及び b) については製品タグ及び製品を収納するカートンボックス等の梱包外表面にも表示すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(8) 使用上の注意として、次の主旨を表示すること。</p> <p>a) 載荷重（0kg）以上の重さの荷物を載せないこと。</p> <p>b) 使用前に折り畳み固定用のロックがかかっているか確認する。ロックがかかっていないと、折りたたまれて危険である。（「折り畳みロック付きのもの」に限る。）</p> <p>c) 押して使用しない。 （「引張り式」で前後に車輪があるものに限る。）</p> <p>d) 重量物はバッグの底に収納する。 （前押し式及び横押し式に限る。）</p> <p>e) ハンドルに寄りかかると、転倒することがあるので注意する。 （前押し式及び横押し式に限る。）</p> <p>f) 階段での引き下ろしをしない。 （前押し式及び横押し式に限る。）</p> <p>(9) 横押し式でハンドブレーキが付いているものにあっては、進行方向を示す印。</p>	<p>(8)</p> <p>b) 手動で固定用ロックをかけるものについては、ロックはフレームの色と異なる色や、目立つ色等を用いて、認知しやすいものであること。</p> <p>(9) ハンドル上面などの見やすい位置に矢印等の分かりやすい印を付けること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	<p>2. ショッピングカートには、次に示す主旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、(1)、(2)及び(3)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(6)については、安全警告標識(▲)を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 品名表示として「ショッピングカート」</p> <p>(3) 前押し式及び横押し式のものにあつては次の用途の主旨を表示すること。</p> <p>a) 買い物などを入れて運ぶための製品であり、歩行の補助としては使用できない旨。(シルバーカー、歩行車、つえの代わりとして使用できない)</p> <p>b) 歩行に問題のない人が使用すること。</p> <p>(4) 各部の名称(図で示すこと)</p> <p>(5) 組立又は調節・折畳等の方法及び注意</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>a) 使用前は各部を点検して使用する。</p> <p>b) 組立て及び調節は確実に行う。</p> <p>c) 用途以外(例えば、つえ、歩行車、シルバーカー、乳母車、いす、踏み台等として)使用しない。</p> <p>d) ハンドルに寄りかかると、転倒することがあるので注意する。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認すること。</p> <p>(1)、(2)及び(3)については、枠で囲んだり、他の文字よりも大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等、より認知しやすいよう示されていること。</p> <p>なお、前押し式及び横押し式のものにあつては、(2)及び(3)について、さらに購入前に容易に参照できるような方法で示されており、かつ、記載内容が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(5) 折り畳み固定用のロック付きのものは、ロックがかかった状態を図等で示すこと。(ロックがかかった図や、確認方法について示すこと。)</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(「前押し式及び横押し式のもの」に限る。)</p> <p>e) 段差のあるところを降りるときは、荷物を入れたまま引くと車輪、スタンド等が破損するおそれがある。 (「引張り式のもの」に限る。)</p> <p>f) 階段での引き下ろしをしないこと。 (前押し式及び横押し式に限る。)</p> <p>g) 段差や溝などにつまずくと転倒するおそれがあること。また、段差を斜めに進入しないこと。 段差の手前では必ず一旦止まり、十分注意して慎重に段差を越えるようにすること。(「前押し式及び横押し式のもの」に限る。)</p> <p>h) 雨ざらしにしないこと。</p> <p>i) 載荷重 (0kg) 以上の荷物を載せないこと。</p> <p>j) 押して使用しないこと。 (「引張り式」で前後に車輪があるものに限る。)</p> <p>k) 重いものはバッグの下部に収納すること。(前押し式及び横押し式に限る。)</p> <p>l) 進行方向 (前方) を示す印が付いているものにあつては、指定方向に従って使用すること。(横押し式に限る。)</p> <p>(7) SGマーク制度は、ショッピングカートの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(8) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	

CPSA 0014 (2013年 2月 5日)
ショッピングカートの SG 基準 解説

この解説は、当該 SG 基準に関する事項について説明するもので、当該 SG 基準の一部ではない。

1. 制定・改正履歴

- 制定 : 1975年 3月 31日
第1回改正 : 1983年 11月 21日
第2回改正 : 1988年 1月 22日
第3回改正 : 2010年 9月 1日
第4回改正 : 2013年 2月 5日 (今回改正)

2. 今回の改正の趣旨

これまでの SG 基準では、2輪のものと4輪のものを対象としていたが、近年、横押し式のものが市場で認知されてきており、このタイプのものを含める必要性が生じたため、これを取り入れることとした。

3. 主な審議事項

- (1) 「つえ」などの福祉用具的機能を兼ね備える製品を適用範囲に含めるかどうかについて
- (2) 「横押し式」を対象とした必要な基準項目・基準確認方法の抽出及び設定内容について
- (3) 車輪「キャスタ」に関する取り扱いについて
- (4) 安定性試験における傾斜角の妥当性について
- (5) 本体表示への記載内容について
- (6) 取扱説明書への記載内容について
- (7) その他、既存基準項目の見直しについて

4. 適用範囲

適用範囲そのものは、従来同様に家庭用品品質表示法に定めるショッピングカートとしている。ショッピングカートは日用品であり、福祉用具とは明確に区別されることから、「つえ」などの福祉用具的機能を併せ持つものは対象外とした。

従来の SG 基準では「2輪のもの」「4輪のもの」と車輪数で区分していたものを、今回から横押し式を加え各々「引張り式」「前押し式」「横押し式」として使用方法による区分に変えた。

5. 安全性品質 (今回改正に関する変更履歴)

1. 外観及び構造

- (6) 前押し式及び横押し式のものの駐車用のストッパについてシルバーカーと同様の確認方法とした。(改正)
- (8) 横押し式のものについては、4輪にキャスタ機構を有すると横方向に滑る(回転)危険性があるため、後輪は回転しないようにキャスタ機構がないこととした。また、直進状態を維持できるように前輪キャスタには旋回を防止する可動防止機構を付けることとした。(新規)

2. 寸法

- (4) 前押し式で前後の車軸間距離が短いものは前に押すと転倒の危険性があるため、前後車軸の間隔が300mm以上あることとした。(従来通りで外観・構造項目から寸法項目に移動した。)

3. 安定性

(1) 傾斜安定性

傾斜面に置いたときに、容易に転倒しないことを規定した。

なお、傾斜角度は道路などの傾斜勾配設計基準等を参考に 10° とした。(改正)

(2) ハンドル部荷重安定性

横押し式について、ハンドルを押しながら走行したときに容易に転倒しないことを規定した。

転倒角度については、道路の傾斜勾配(横勾配)を参考とし、また、JIS 多点つえのドラフトの転倒角度が内向き 2° 及び外向き 4° であることから、このドラフトも参考とした。(新規)

6. 表示及び取扱説明書 (今回改正に関する変更履歴)

1. 表示

(7) 用途

前押し式と横押し式について、次の事項を加えた。また、購入時に目につきやすいように製品タグ及びカートンボックスなどにも表示することとした。(追加)

- a) 歩行の補助として使用できない例として「シルバーカー、歩行車、つえ」とした。
- b) 歩行できない人が使用しないように、「歩行に問題のない人が使用する旨」を加えた。

(8) 使用上の注意

前押し式と横押し式について、次の事を加えた。(追加)

- d) 重量物はバッグの底に収納する旨を加えた。
- e) ハンドルに寄りかかると転倒の危険性があることを加えた。
- f) 階段での引き下ろしをしない旨を加えた。

(9) 横押し式でハンドブレーキ付きは逆方向に使用すると危険なため、進行方向を示す矢印等を表示することとした。(追加)

2. 取扱説明書

(6) 使用上の注意は、表示内容と同じ項目を追加した。(追加)

※参考資料

(1) 適用範囲

家庭用品品質表示法 ショッピングカート

(2) 外観及び構造：駐車用ストッパ性能

SG 基準 CPSA0075 シルバーカー

(3) 寸法：ハンドル高さ

「日本人の人体計測データ 1992-1994」 社団法人人間生活工学研究センター

(4) 傾斜安定性：公共施設・道路等の設計勾配

道路：国土交通省省令 24 条 1 号及び 3 号

歩道：交通バリアフリー法

公共施設：地方自治体条例等

建物：建築基準法施行令

駐車場：駐車場法施行令

(5) 横押し式のハンドル部荷重安定性 (側方安定性)

JIS T9267:2011 福祉用具－歩行補助具－多脚つえ (JIS DRAFT 2011/08/03)

以上